

飯山庁舎浸水防止対策工事		設計図																																	
特記仕様書																																			
I. 工事概要																																			
1. 工事場所	飯山市静間																																		
2. 敷地面積	9,719 m ²																																		
3. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物別</th> <th>種別</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>梁間(m)</th> <th>桁行(m)</th> <th>建築面積(m²)</th> <th>延面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯山庁舎</td> <td>庁舎</td> <td>RC</td> <td>3/0</td> <td>・・・</td> <td>・・・</td> <td>1,559</td> <td>3,663</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(m ²)	延面積(m ²)	飯山庁舎	庁舎	RC	3/0	・・・	・・・	1,559	3,663																
建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(m ²)	延面積(m ²)																												
飯山庁舎	庁舎	RC	3/0	・・・	・・・	1,559	3,663																												
4. 工事内容	1. 浸水対策改修 2. ・ 3. ・ 4. ・ 5. ・																																		
5. 指定部分	・有 <input checked="" type="radio"/> 対象部分 () 指定部分工期 年 月 日																																		
6. 工事範囲	※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。 <input checked="" type="radio"/> 「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。 ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。																																		
	工事種目	建築主体工事	電気設備工事 (別紙による)																																
2 仮設工事		<input checked="" type="radio"/>																																	
3 防水改修工事																																			
4 外壁改修工事 コンクリート打ち出し仕上げ外壁																																			
外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁																																			
外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁																																			
外壁改修工事 塗り仕上げ外壁																																			
5 建具改修工事		<input checked="" type="radio"/>																																	
6 内装改修工事		<input checked="" type="radio"/>																																	
7 塗装改修工事		<input checked="" type="radio"/>																																	
8 耐震改修工事等																																			
9 環境配慮改修工事																																			
II. 管理技術者等																																			
設計事務所名	株式会社山口設計事務所		管理技術者 山口 英彦																																
主任担当技術者			担当技術者																																
意匠担当	株式会社山口設計事務所 山口 満																																		
積算担当	株式会社N建築設計事務所 西澤 嘉雄																																		
電気設備担当	小林電気設計事務所 小林 教久																																		
機械設備担当	大須賀設計 大須賀 隆																																		
III. 建築改修工事仕様																																			
1. 共通仕様																																			
(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○を付けたものの最新版を適用する。																																			
<input checked="" type="radio"/> 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和 年版)(以下、「改修標準仕様書」という。) <input checked="" type="radio"/> 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和 年版)(以下、「標準仕様書」という。) <input checked="" type="radio"/> 建築工事標準詳細図(令和 年版)(以下、「標準詳細図」という。) <input checked="" type="radio"/> 建築物解体工事共通仕様書(令和 年版) <input checked="" type="radio"/> 敷地調査共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課(令和 年改定) <input checked="" type="radio"/> 建築構造設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和 年版) <input checked="" type="radio"/> 工事写真の撮り方(改訂第二版)建築編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 <input checked="" type="radio"/> 長野県営繕工事の手引 長野県建設部施設課監修 <input checked="" type="radio"/> 公共建築木造工事標準仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和 年版) <input checked="" type="radio"/> 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) 建設省建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修 <input checked="" type="radio"/> 長野県建設リサイクル推進指針																																			
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は(/)図、機械設備工事の特記仕様書は(/)図による。																																			

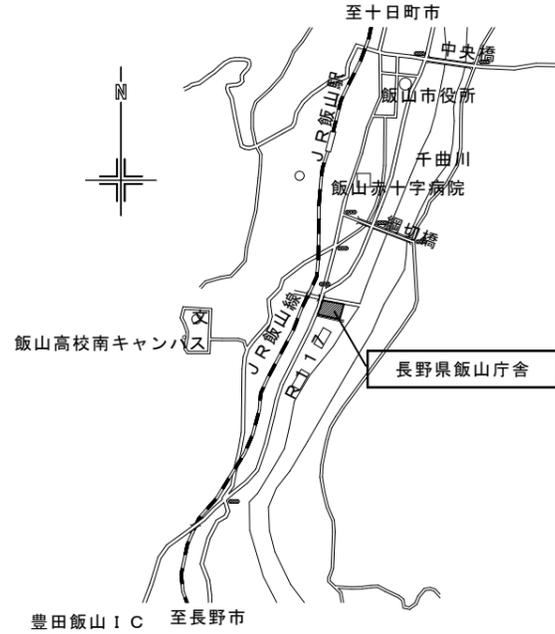
章	項目	特記事項
1	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 ・風速 (Vo= m/s) ・地表面粗度区分 (・ I ・ II ・ III ・ IV) ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第145号における区域 別表 ()
2	電気保安技術者	※適用する ・適用しない (1.3.3)
3	条件明示項目	<input checked="" type="radio"/> 現場説明書による (1.3.5)
4	発生材の処理等	※別紙解体工事仕様書による ・構外搬出適正処理 (1.3.12) また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。 ・引渡しを要するもの ・再生資源の利用を図るもの
5	環境への配慮	[1.4.1] (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びビスフェノールを含有しない又は含有量が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ- n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスフェノールを含有しないが、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20 条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20 条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20 条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20 条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切り、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上換気システム、エボキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル、床型特用鋼製デッキプレート、鉄骨柱無収縮モルタル、ルーフトレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切り、トップライト、鋼鉄製ふた
6	材料の品質等	[1.4.2] (1) 本工事に使用する材料は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切り、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上換気システム、エボキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル、床型特用鋼製デッキプレート、鉄骨柱無収縮モルタル、ルーフトレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切り、トップライト、鋼鉄製ふた
7	特別な材料の工法	改修仕様及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
8	施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※図示 (1.5.2) 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※図示 (1.5.3)
9	設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承認を受ける。
10	技能士	※ 適用する (一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。) ・適用しない

11	室内空気中の化学物質の濃度測定	[1.6.9] 測定方法 ※パッド法(拡散法) ・フライング法(吸引法) 検査機関 ※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者 測定物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※イソペンテン ※パラジクロロペンテン ※スチレン 測定箇所(室) 計 備所 ※試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。 化学物質の室内汚染濃度指針値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>イソペンテン</th> <th>パラジクロロペンテン</th> <th>スチレン</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.08ppm</td> <td>0.07ppm</td> <td>0.05ppm</td> <td>0.88ppm</td> <td>0.04ppm</td> <td>0.05ppm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	イソペンテン	パラジクロロペンテン	スチレン	備考	0.08ppm	0.07ppm	0.05ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm																			
ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	イソペンテン	パラジクロロペンテン	スチレン	備考																												
0.08ppm	0.07ppm	0.05ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm																													
12	埋設配管・配線および鉄筋調査	あと施工アンカー工事 ・貫く(あと施工アンカー)による コア抜き、はつり工事等 <input checked="" type="radio"/> 既存資料調査 ・探査機(電磁波レーダー法又は電磁波誘導法)による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※ 図示 ・ ・放射線透過試験 労働安全衛生法、「電磁放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものがある場合は確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレないように措置を講ずる。																																
13	完成図等	※作成する (1.8.1~1.8.3)(表1.8.1) ※完成図(※設計図書で示したもの全て ・標仕表1.7.11による <input checked="" type="radio"/> 監督員の指示による) 作成方法 ※原図 用紙(※白紙A1) ・ 作図方法 ※CADで作成し出力 ・ ※製本(原図の青焼き、見開きA1版(1部)) ※CADデータ(※CD-R(2部)) ※保全に関する資料(2部) 下記のものを監督職員に提出する。原画は撮影業者の保管とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>撮影箇所数</th> <th>部数</th> <th>写真のサイズ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・カラー写真</td> <td>外部(・・)内部(・・)</td> <td>※2</td> <td>※16x16 24x36</td> </tr> <tr> <td>・パネル(木製枠)</td> <td>外部(・・)内部(・・)</td> <td>※2</td> <td>※半切 ・全紙</td> </tr> <tr> <td>・カースライド</td> <td>外部(・・)内部(・・)</td> <td>※1</td> <td>24x36以上</td> </tr> <tr> <td>※電子データ</td> <td>外部(4)内部(8)</td> <td>※2</td> <td>※426万画素以上 ※350dpi以上</td> </tr> </tbody> </table> 電子データは、フルカラーのうえRGB各8bit(24bit)、JPEG形式最高画質(100%画質)とし、CD-Rにて提出とする。 撮影業者 ※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者	分類・規格	撮影箇所数	部数	写真のサイズ(mm)	・カラー写真	外部(・・)内部(・・)	※2	※16x16 24x36	・パネル(木製枠)	外部(・・)内部(・・)	※2	※半切 ・全紙	・カースライド	外部(・・)内部(・・)	※1	24x36以上	※電子データ	外部(4)内部(8)	※2	※426万画素以上 ※350dpi以上												
分類・規格	撮影箇所数	部数	写真のサイズ(mm)																															
・カラー写真	外部(・・)内部(・・)	※2	※16x16 24x36																															
・パネル(木製枠)	外部(・・)内部(・・)	※2	※半切 ・全紙																															
・カースライド	外部(・・)内部(・・)	※1	24x36以上																															
※電子データ	外部(4)内部(8)	※2	※426万画素以上 ※350dpi以上																															
14	完成写真	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 <input checked="" type="radio"/> 内部足場 <input checked="" type="radio"/> 設置する <input checked="" type="radio"/> 脚立、足場板等 ・枠組) ・ 設置しない ・ 外部足場 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 防護シート ・ 設置する ・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 [表 2.2.1] 種類 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種) C種: 利用可能なエレベーター () D種: 利用可能な階段 ()																																
15	足場その他	[2.2.1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 <input checked="" type="radio"/> 内部足場 <input checked="" type="radio"/> 設置する <input checked="" type="radio"/> 脚立、足場板等 ・枠組) ・ 設置しない ・ 外部足場 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 防護シート ・ 設置する ・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 [表 2.2.1] 種類 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種) C種: 利用可能なエレベーター () D種: 利用可能な階段 ()																																
16	仮設工事	2 <input checked="" type="radio"/> 既存部分の養生 1) 養生の方法等 <input checked="" type="radio"/> 既存部分 養生の方法(※ビニルシート、合板等 ・合板・防炎シート) <input checked="" type="radio"/> 既存家具、既存設備等 養生の方法(※ビニルシート等) <input checked="" type="radio"/> 既存ブラインド、カーテン等 養生の方法(※ビニルシート等) 保管場所(※図示) ・備品、机、ロッカー等の移動(※図示) ※工事に支障となる範囲 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。																																
17	仮設間仕切り	[2.3.1][表 2.3.1] 1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・図示 ・既存防火扉利用 2) 仮設間仕切りの種別と材質等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>仕上げ(厚さmm)</th> <th>塗装</th> <th>充填材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>・木</td> <td>・せっこうボード(9.5mm)</td> <td>・無し</td> <td>※ 有り</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・軽量鉄骨</td> <td>・合板(9.0mm)</td> <td>・片面</td> <td>・無し</td> </tr> <tr> <td>※C種</td> <td>単管</td> <td>防炎シート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 充填材 ※グラスウール 32k (厚: 50mm以上) 3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>仕上げ</th> <th>塗装</th> <th>充填材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※木製</td> <td>※合板張り程度</td> <td>・無し</td> <td>※有り</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・片面</td> <td>・無し</td> </tr> </tbody> </table> 充填材 ※グラスウール 32k (厚: 50mm以上) [2.4.1] <input checked="" type="radio"/> 設ける <input checked="" type="radio"/> 設けない 規模 ※10㎡程度 ・20㎡程度 ・() ㎡程度 構内既存の施設 <input checked="" type="radio"/> 利用できる(※ 有償 ・無償) ※利用できない 構内既存の施設 ・利用できる(※ 有償 ・無償) <input checked="" type="radio"/> 利用できない	種別	下地	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填材	・A種	・木	・せっこうボード(9.5mm)	・無し	※ 有り	・B種	・軽量鉄骨	・合板(9.0mm)	・片面	・無し	※C種	単管	防炎シート			材質	仕上げ	塗装	充填材	※木製	※合板張り程度	・無し	※有り	・	・	・片面	・無し
種別	下地	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填材																														
・A種	・木	・せっこうボード(9.5mm)	・無し	※ 有り																														
・B種	・軽量鉄骨	・合板(9.0mm)	・片面	・無し																														
※C種	単管	防炎シート																																
材質	仕上げ	塗装	充填材																															
※木製	※合板張り程度	・無し	※有り																															
・	・	・片面	・無し																															
18	監督員事務所	[2.4.1] <input checked="" type="radio"/> 設ける <input checked="" type="radio"/> 設けない 規模 ※10㎡程度 ・20㎡程度 ・() ㎡程度 構内既存の施設 <input checked="" type="radio"/> 利用できる(※ 有償 ・無償) ※利用できない 構内既存の施設 ・利用できる(※ 有償 ・無償) <input checked="" type="radio"/> 利用できない																																
19	工事用水	構内既存の施設 <input checked="" type="radio"/> 利用できる(※ 有償 ・無償) ※利用できない																																
20	工事用電力	構内既存の施設 ・利用できる(※ 有償 ・無償) <input checked="" type="radio"/> 利用できない																																
21	防水改修工事	3 1 施工数量調査 [1.5.2.3] 調査範囲 ・図示 ・ 調査方法 ・図示 ・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・図示 ・ 調査報告書 提出部数 ・2部 ・ 養生方法(と共) [3.1.3] ※改修標準仕様書3.1.3(e)(1)~(3)による。 ・ 3 既存防水の処理 [3.2.3.4.6] 既存保護層の撤去 ・行う(範囲 ・図示 ・) ・行わない 既存防水層の撤去 ・行う(範囲 ・図示 ・) ・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う(・M4AS ・M4ASI ・M4C ・M4D1 ・L4X) ・行わない 4 既存防水層の下部補修 [3.2.6] 既存下部の補修箇所の形状、長さ、数量等 ・図示 ・ P05工法及びP05I工法(機械式固定工法)の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置 ※改修標準仕様書3.2.6(d)(3)(w)①~③による ・																																

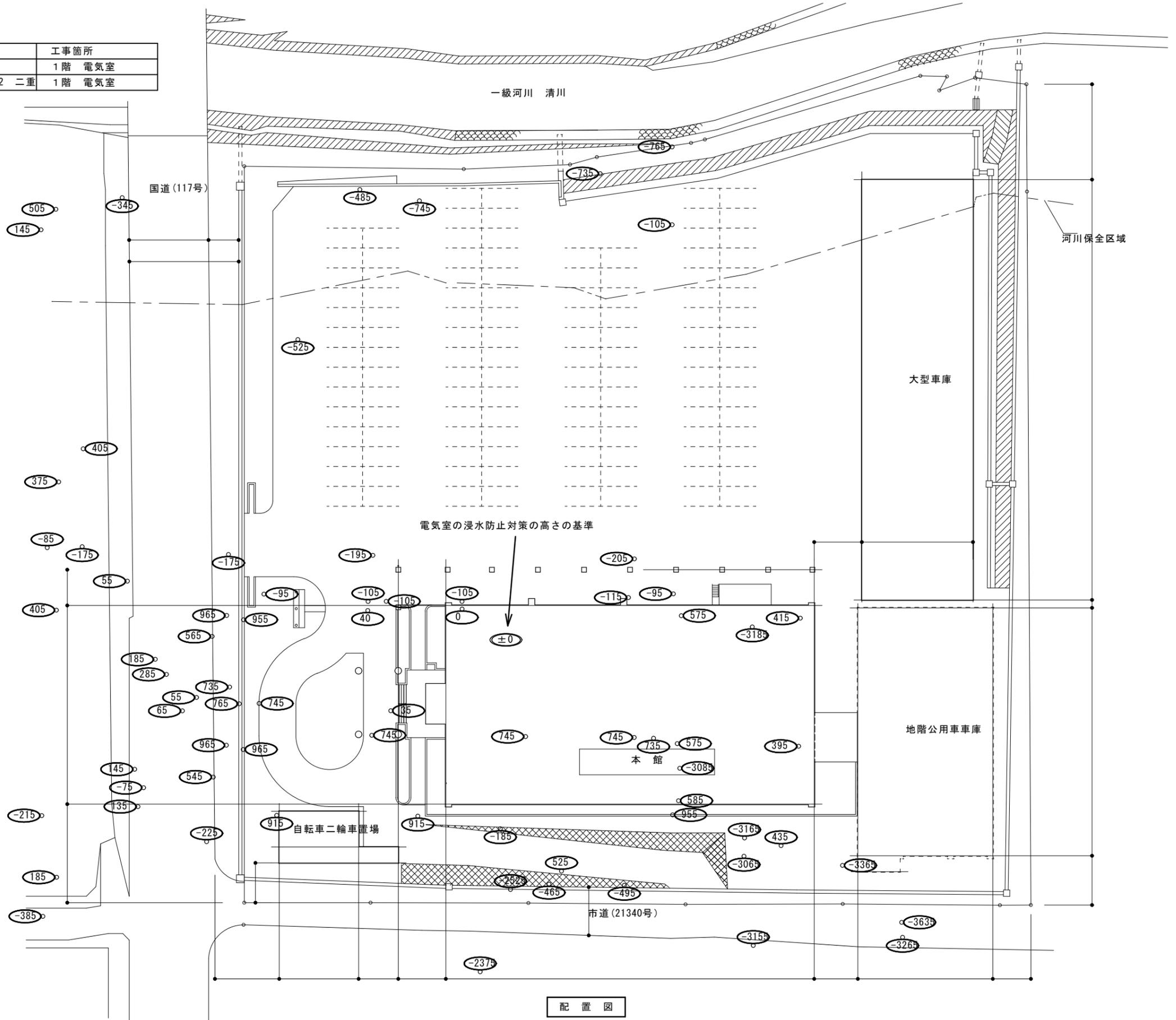
5	アスファルト防水	[3.2.2~5] 屋根保護防水 防水層の種別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>断熱材</th> <th>絶縁用シート</th> <th>立上り部の保護</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・P2A</td> <td>・A-1 ※A-2 ・A-3</td> <td></td> <td></td> <td>※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上</td> <td>・乾式保護材 ・コンクリート 押入</td> </tr> <tr> <td>・P1B</td> <td>・B-1 ※B-2 ・B-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・P2A1</td> <td>・A1-1 ※A1-2 ・A1-3</td> <td></td> <td>(材質)※JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種(A(スキャン層付)又はJIS A 9511によるA種押出法・B種フォーム保温材の保護板3種(B(スチあり)) ・ (厚さ)・25mm</td> <td>※フラットヤーンクロス 70g/㎡程度</td> <td>・せんが 押え</td> </tr> <tr> <td>・P1B1 ・T1B1</td> <td>・B1-1 ※B1-2 ・B1-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による ・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による ・ 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ※水下 80mm以上 ・ 床タイル張り ※水下 60mm以上 ・ ・乾式保護材 産業系パネル: 無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状押出成形シート製成したものである。 金属板合板: 金属板と樹脂を積層一体化したものである。 (品質・性能) 建築材料等品質性能表による (試験方法) 建築材料等品質性能表による	工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護	・P2A	・A-1 ※A-2 ・A-3			※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上	・乾式保護材 ・コンクリート 押入	・P1B	・B-1 ※B-2 ・B-3					・P2A1	・A1-1 ※A1-2 ・A1-3		(材質)※JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種(A(スキャン層付)又はJIS A 9511によるA種押出法・B種フォーム保温材の保護板3種(B(スチあり)) ・ (厚さ)・25mm	※フラットヤーンクロス 70g/㎡程度	・せんが 押え	・P1B1 ・T1B1	・B1-1 ※B1-2 ・B1-3														
工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護																																					
・P2A	・A-1 ※A-2 ・A-3			※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上	・乾式保護材 ・コンクリート 押入																																					
・P1B	・B-1 ※B-2 ・B-3																																									
・P2A1	・A1-1 ※A1-2 ・A1-3		(材質)※JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種(A(スキャン層付)又はJIS A 9511によるA種押出法・B種フォーム保温材の保護板3種(B(スチあり)) ・ (厚さ)・25mm	※フラットヤーンクロス 70g/㎡程度	・せんが 押え																																					
・P1B1 ・T1B1	・B1-1 ※B1-2 ・B1-3																																									
	屋根露出防水	[3.4.2.3] 防水層の種別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>断熱材</th> <th>仕上塗料</th> <th>高日射反射率防水の適用</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・M4C</td> <td>・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4</td> <td></td> <td></td> <td>種類 使用量</td> <td></td> <td>・製造所の指定による ・製造所の指定による</td> </tr> <tr> <td>・M3D ・P0D</td> <td>・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による ・製造所の指定による 脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・P0D1 ・M3D1 ・M4D1</td> <td>・D1-1 ※D1-2</td> <td>(材質)※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ)・25mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による ・製造所の指定による 脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> </tbody> </table> 脱気装置の種類及び設置数量 ※アスファルトルーフィング類製造所の指定による ・脱気装置の種類 ・設置数量 個/㎡ 屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※図示 屋内防水 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・P1E</td> <td>・E-1</td> <td></td> <td>保護層 ・設ける</td> </tr> <tr> <td>・P2E</td> <td>※E-2</td> <td></td> <td>保護層 ・設けない</td> </tr> </tbody> </table> 押え金物の材質及び形状 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度 屋根排水溝 ※図示 ・	工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料	高日射反射率防水の適用	備考	・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			種類 使用量		・製造所の指定による ・製造所の指定による	・M3D ・P0D	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4					・製造所の指定による ・製造所の指定による 脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない	・P0D1 ・M3D1 ・M4D1	・D1-1 ※D1-2	(材質)※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ)・25mm				・製造所の指定による ・製造所の指定による 脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない	工法	種別	施工箇所	備考	・P1E	・E-1		保護層 ・設ける	・P2E	※E-2		保護層 ・設けない
工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料	高日射反射率防水の適用	備考																																				
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			種類 使用量		・製造所の指定による ・製造所の指定による																																				
・M3D ・P0D	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4					・製造所の指定による ・製造所の指定による 脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない																																				
・P0D1 ・M3D1 ・M4D1	・D1-1 ※D1-2	(材質)※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ)・25mm				・製造所の指定による ・製造所の指定による 脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない																																				
工法	種別	施工箇所	備考																																							
・P1E	・E-1		保護層 ・設ける																																							
・P2E	※E-2		保護層 ・設けない																																							
	改質アスファルトシート	[3.4.2.3] 防水層の種別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>断熱材</th> <th>高日射反射率防水の適用</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・M4AS</td> <td>・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・M3AS ・P0AS</td> <td>・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J3 ・AS-J4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI</td> <td>・ASI-T1 ・ASI-J1</td> <td></td> <td>(材質)※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ)・25mm</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による ・ 粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による ・ 部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による ・ 脱気装置の種類及び設置数量 ※改質アスファルトシート製造所の指定による ・ 脱気装置の種類 ・設置数量 個/㎡ 押え金物 ※改質アスファルト製造所の仕様による	工法	種別	施工箇所	断熱材	高日射反射率防水の適用	備考	・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2					・M3AS ・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J3 ・AS-J4					・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		(材質)※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ)・25mm																		
工法	種別	施工箇所	断熱材	高日射反射率防水の適用	備考																																					
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2																																									
・M3AS ・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J3 ・AS-J4																																									
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		(材質)※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ)・25mm																																							

工事概要

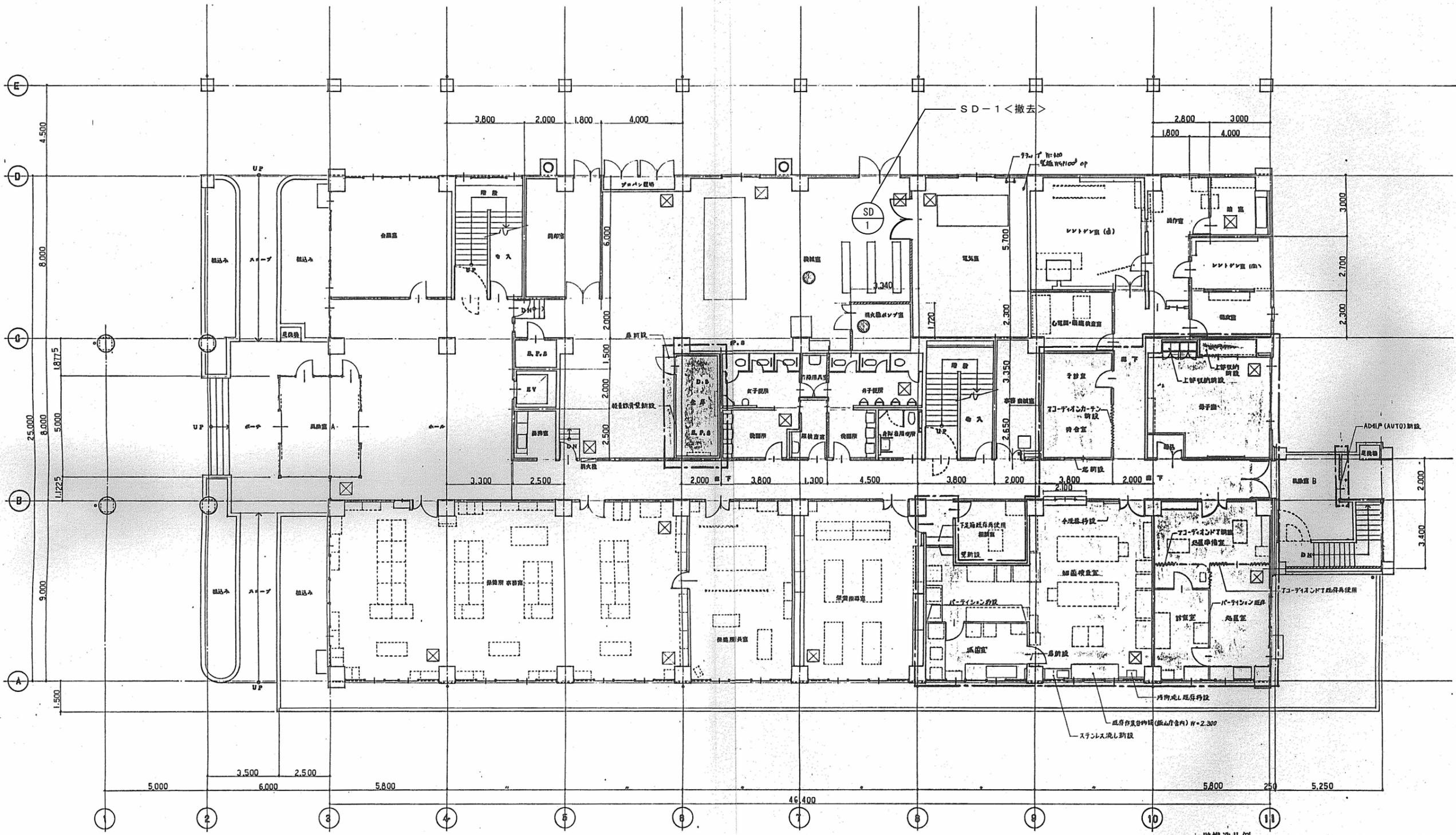
工事内容	摘要	工事箇所
既存鋼製建具撤去、防水両開き戸設置 WSD-1	W=2,000 H=2,500	1階 電気室
床下点検口 600口 遮水シート張り	遮水シート700×700 t=2 二重	1階 電気室



案内図

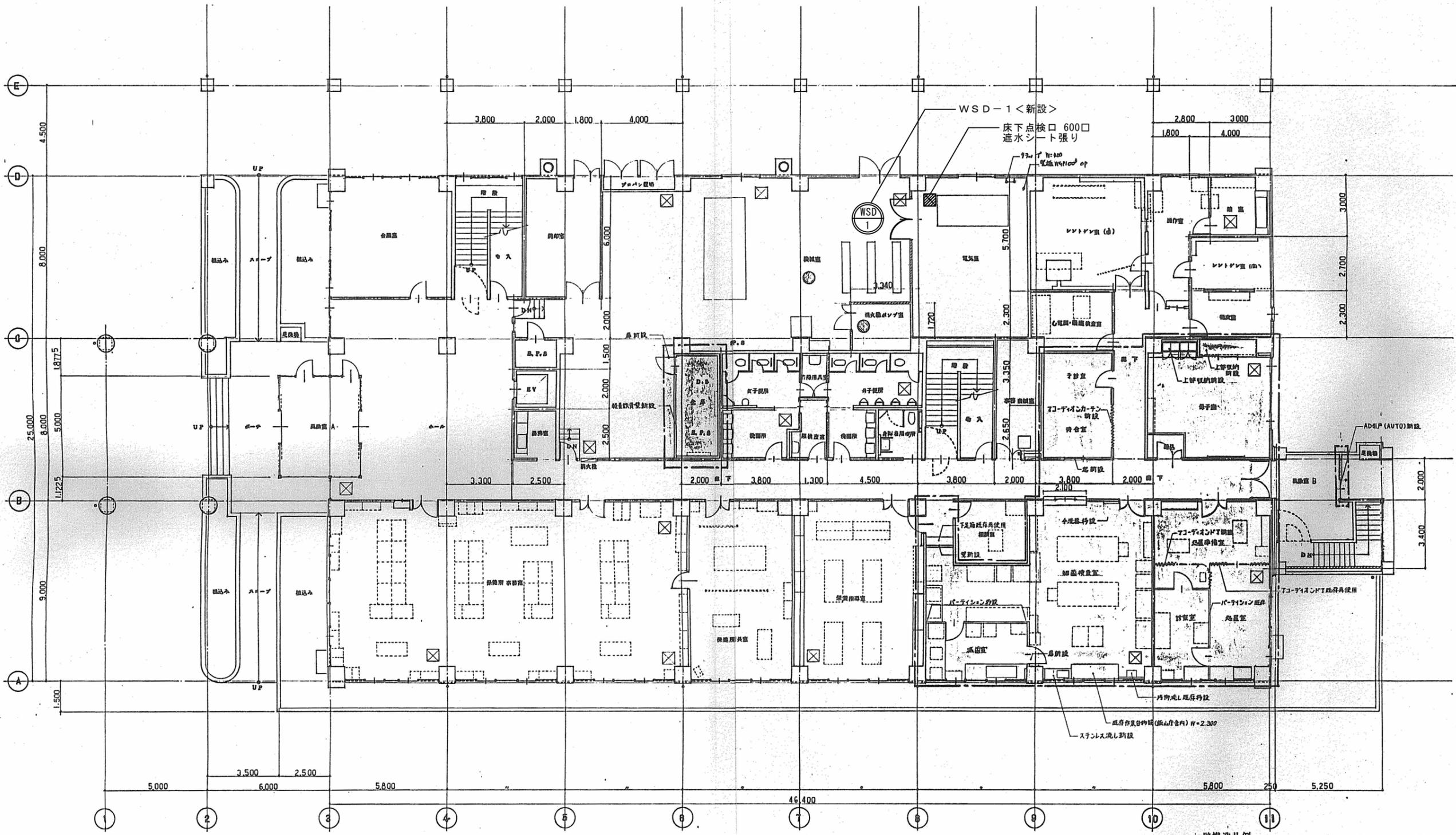


配置図



- 壁構造凡例**
- 鉄筋コンクリート造
 - コンクリートブロック造 (120 B種)
 - 軽量鉄骨間仕切壁 (40壁)
 - 木造間仕切壁
 - 壁一層、壁一層下部分の軽量鉄骨間仕切壁は80壁にて示し、
 - かつスワール壁とする。
 - 床下埋込み部
 - 200-400
- 改修範囲を示す

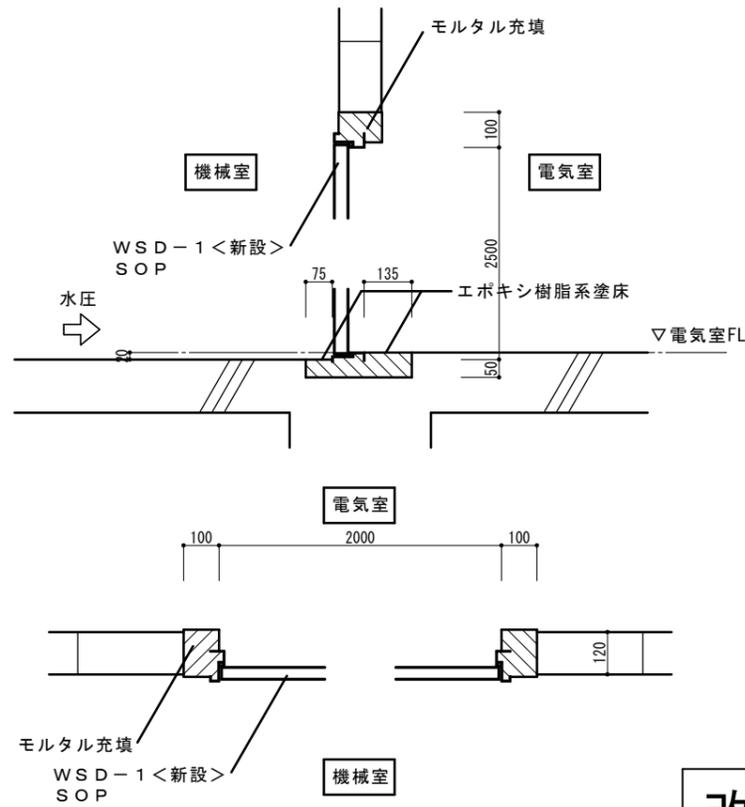
既存



- 壁構造凡例**
- 鉄筋コンクリート造
 - コンクリートブロック造 (120 B種)
 - 軽量鉄骨間仕切壁 (40壁)
 - 木造間仕切壁
 - 壁一層、壁一層下部分の軽量鉄骨間仕切壁は天吊りにて通し。
 - ガラス・アルミ複層ガラス
 - 床下埋込み開口 600
 - 250-400
- 改修範囲を示す

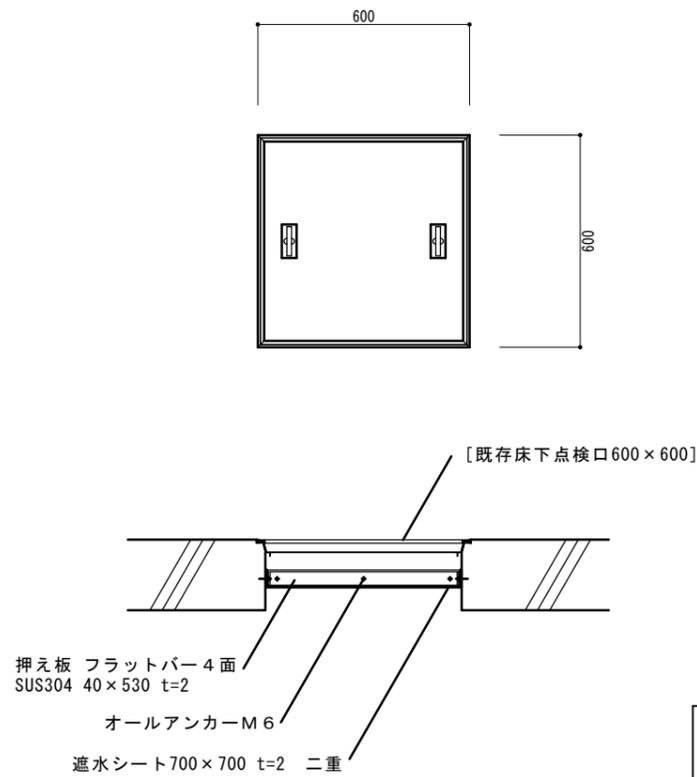
改修

WSD-1 設置箇所部分詳細図 [改修]



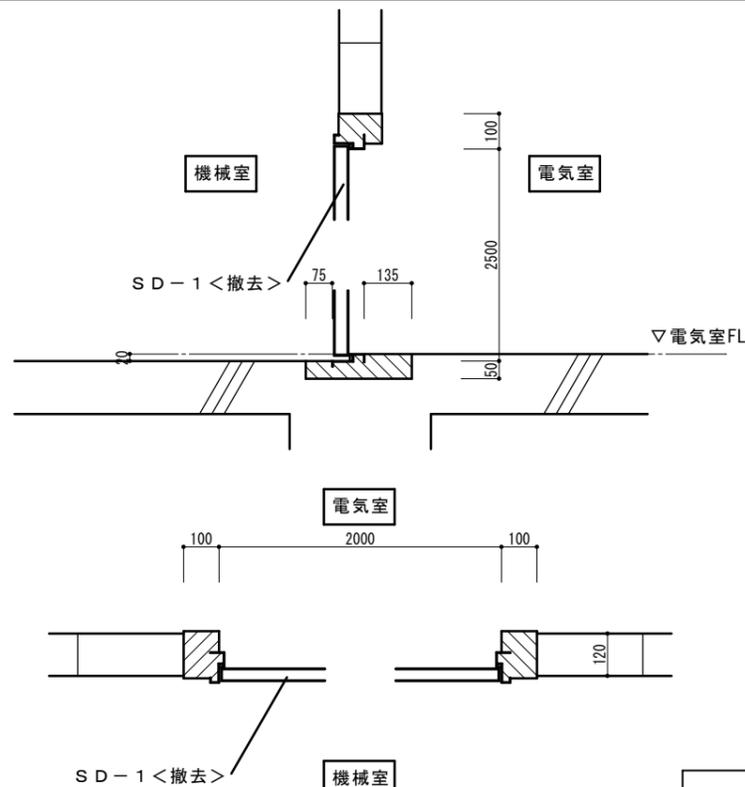
改修

床下点検口 600口 遮水シート張り部分詳細図 [改修]



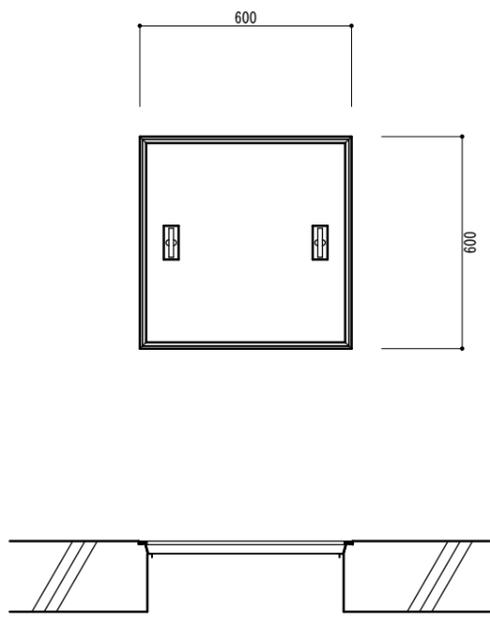
改修

WSD-1 設置箇所部分詳細図 [既存]



既存

床下点検口 600口 遮水シート張り部分詳細図 [既存]

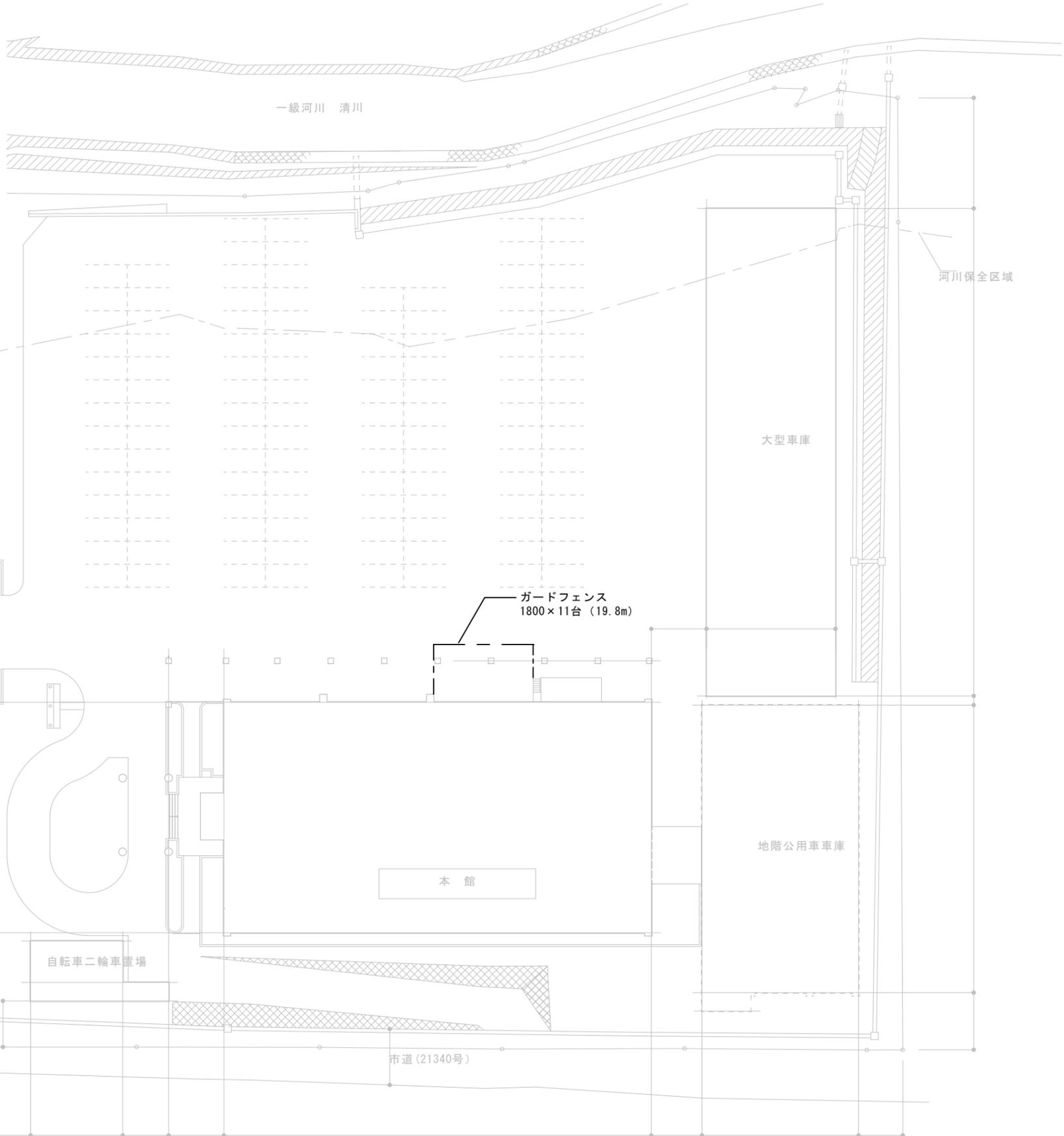


既存

※建具周囲カッター入れ×2面

工事工程表 (参考)

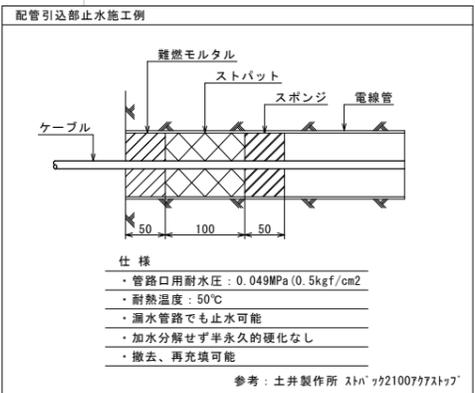
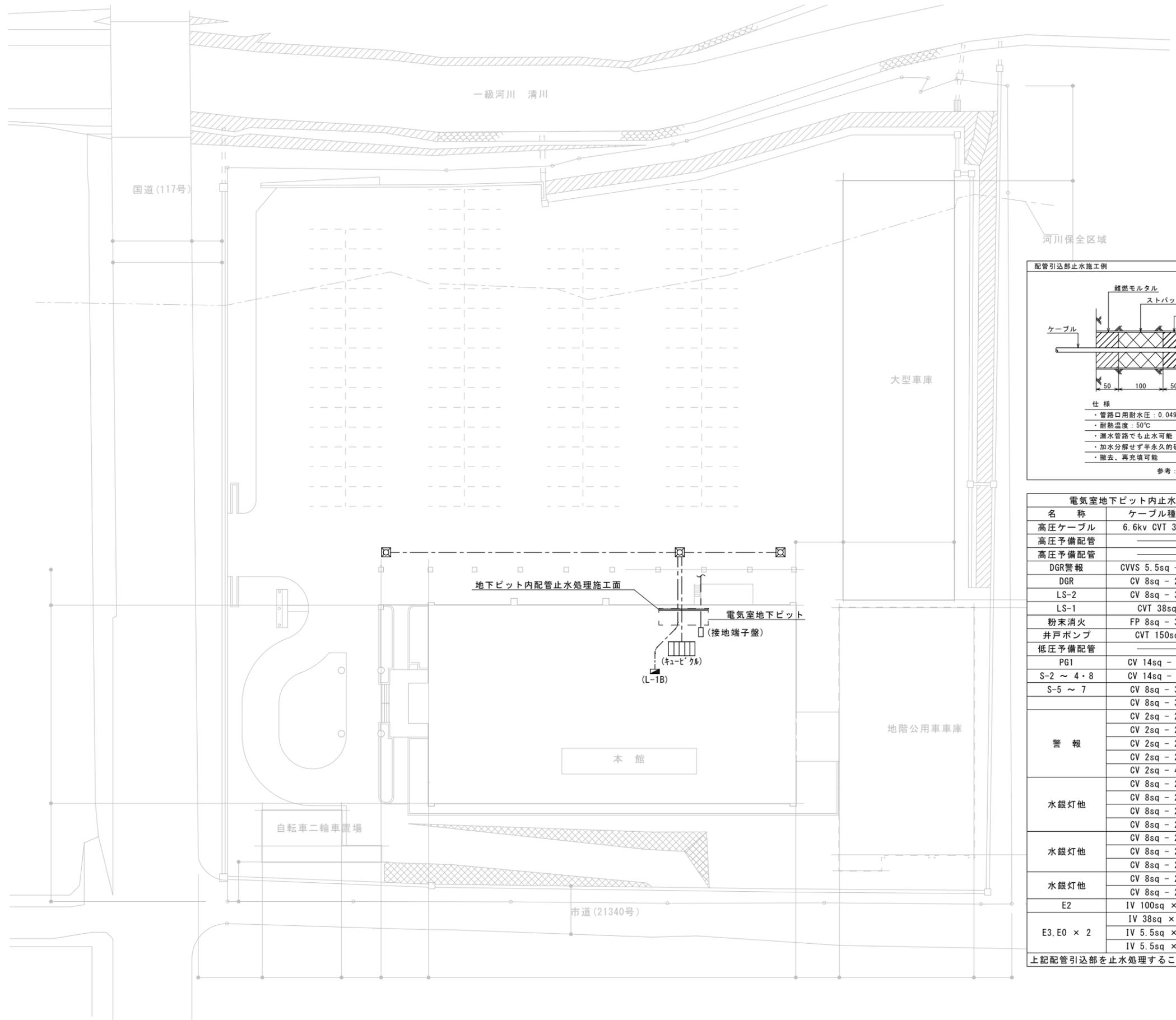
工事種別	1ヵ月		2ヵ月		3ヵ月		4ヵ月		備考
	10	20	10	20	10	20	10	20	
防水建具設置工事		現地調査・準備	制作		設置工事	調整・検査			
浸水対策 (電気設備)		現地調査・準備	工事準備		設置工事				
浸水対策 (機械設備)		現地調査・準備	工事準備		設置工事				



工事施工条件

- ・本工事は「居ながらの改修工事」である。
- ・騒音や振動が発生する作業については、事前に施設管理者・監督員と協議をすること。
- ・資材の搬出入に際しては、交通誘導員を適切に配置すること。
- ・工事においては、仮囲い等により、一般来庁者及び庁舎職員の動線を明確に分離して作業を実施すること。
- ・断水・停電等を伴う作業は、原則として閉庁日とし、影響内容・範囲、停止日等の制限内容を、事前に監督職員と協議すること。
- ・工事施工にあたり、既存施設等に損傷を与えた場合、復旧その他の費用の負担は受注者の責任とする。
- ・作業は原則として開庁日の午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ・作業員用の駐車場は受注者にて確保すること。

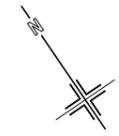
配置図

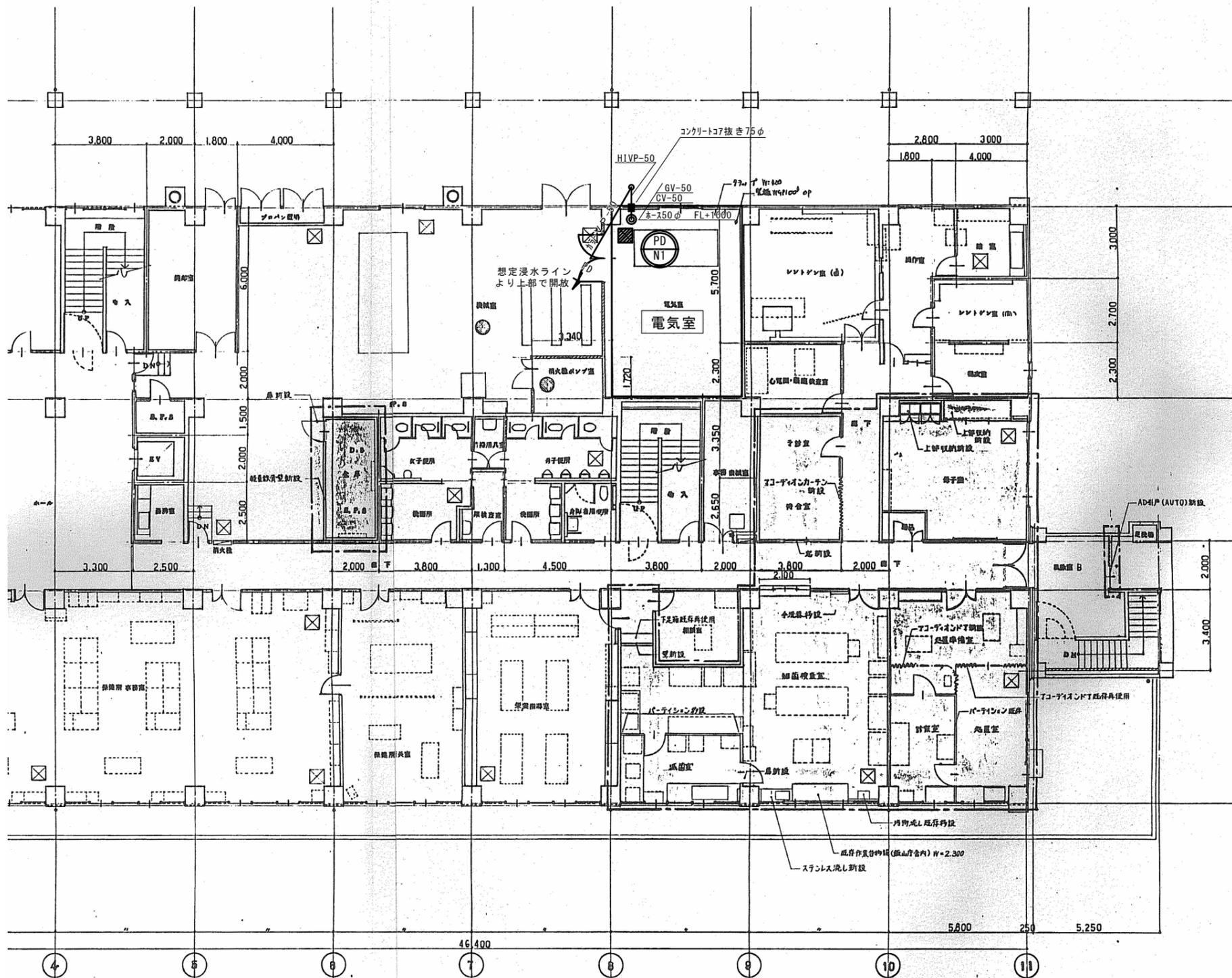
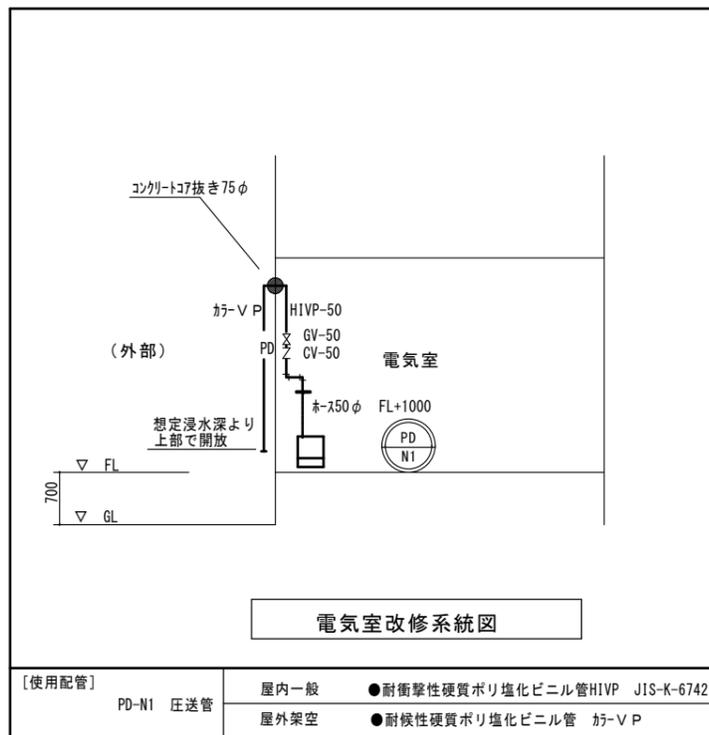


電気室地下ピット内止水処理配管一覧表

名 称	ケーブル種別	配管種別
高圧ケーブル	6.6kv CVT 38sq	PE82
高圧予備配管	—	PE82
高圧予備配管	—	PE82
DGR警報	CVVS 5.5sq - 2C	PE42
DGR	CV 8sq - 2C	PE82
LS-2	CV 8sq - 3C	
LS-1	CVT 38sq	
粉末消火	FP 8sq - 3C	PE36
井戸ポンプ	CVT 150sq	PE82
低圧予備配管	—	PE70
PG1	CV 14sq - 3C	PE82
S-2 ~ 4・8	CV 14sq - 3C	
S-5 ~ 7	CV 8sq - 3C	
警 報	CV 8sq - 3C	PE42
	CV 2sq - 2C	
	CV 2sq - 2C	
	CV 2sq - 2C	
	CV 2sq - 4C	
水銀灯他	CV 8sq - 2C	PE54
	CV 8sq - 2C	
	CV 8sq - 2C	
水銀灯他	CV 8sq - 2C	PE54
	CV 8sq - 2C	
	CV 8sq - 2C	
水銀灯他	CV 8sq - 2C	PE36
	CV 8sq - 2C	
E2	IV 100sq × 1	PE54
	IV 38sq × 1	
	IV 5.5sq × 1	
E3, E0 × 2	IV 5.5sq × 1	PE54
	IV 5.5sq × 1	

上記配管引込部を止水処理すること(止水処理参考図参照)





新設機器仕様表

記号	機器名称	機器仕様	電源相(φ)電圧	容量(kw)	台数	設置場所	備考
PD-N1	排水ポンプ	残水排水水中ポンプ 可搬式 自動運転センサー付 50φ×100L/min×8m 水中ケーブル 50φ×11m取付 脱着装置取付	1φ×100V	0.45	1	電気室	非常時設置用

【備品】
排水水中ポンプ 1台 (緊急時設置用可搬)
最大吐出量: 100 L/分
吹出しホース: 50mm×30m

(浸水量) (浸水時排水能力)
SD-1 : 漏水量 20L/h PD-N1=100L/min = 6,000L/h > 20L/h
合計 20L/h

壁構造凡例

- 鉄筋コンクリート造
- コンクリートブロック造 (φ120 B種)
- 金属板付間仕切壁 (40型)
- 木造間仕切壁
- 第一層、第二層下部分の軽集積骨間仕切壁は不燃材で造る。
- ガラス・アルミ複層ガラス
- ガラス開口 600

改修